

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令関係

別紙

番号	該当箇所	御意見	検討結果
1	意見募集対象の資料のアップロード漏れ → 意見の提出ができない	「意見募集要項」には、3. 資料入手方法(1) 電子政府総合窓口(e-Gov)に掲載 https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public と記載がございます。しかし、電子政府総合窓口(e-Gov)には資料が掲載されておりません。そのため、資料を見ることができず、意見募集に応じることができません。ついては、電子政府総合窓口(e-Gov)に資料をアップロードしていただきたく思い、メッセージを差し上げてございます。また、その意見募集につきましても、資料のアップロードをした日から改めて数えなおして30日間以上の意見募集期限を設定していただきたく候。	パブリックコメント対象とした内閣府令案以外の文書へのご意見ですので、参考意見として拝聴します。
2	第四条第2項第一号その他	今回宇宙開発戦略推進事務局で行われているパブリックコメントの内、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案の概要」において、「平成30年11月15日の法の全面施行以降の運用状況を踏まえて検討した結果、これまで申請者に提出することを求めていた一部の書類(申請者が個人であれば住民票の写し、法人であれば登記事項証明書等)については、一律に提出されなくても審査には影響はないと考えられることから、当該書類の提出を不要とする。」とされているところ、「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」において、継続して上記の書類を提出させる理由を、具体的かつ網羅的にご教示いただきたい。	パブリックコメント対象とした内閣府令案以外の文書へのご質問ですので、参考意見として拝聴します。
3	第九条第3項及び第二十九条第3項	今般の「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の内容とは異なるが、上記該当条文の解釈について確認させていただきたい。 「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則」第九条第3項において、「衛星リモートセンシング装置使用者は、法第七条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第四による届出書に、変更事項に係る書類及び当該衛星リモートセンシング装置に係る前条の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。」とあるが、法第七条第二項は「衛星リモートセンシング装置使用者は、第四条第二項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。」となっており、必ずしも事前の届け出を必要としていない。 施行規則の条文を杓子定規に解釈すると、住所を変更しようとするとき(=引っ越しをしようとしたとき)にはあらかじめ届け出が必要となってしまうが、日本国憲法第二十二条の「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」の記載の通り、居住や移転の自由は保証されている。したがって、住所を変更した後に届け出をすれば良いと解釈してよろしいか伺いたい。公共の福祉に反していないかを貴府において確認されていないようであれば、当該条文の記載の修正を検討いただきたい。第二十九条第3項も同様である。	パブリックコメント対象とした内閣府令案以外の文書へのご意見ですので、参考意見として拝聴します。